

(証券コード 4696)  
2021年5月13日

## 株 主 各 位

京都市上京区烏丸通水上る桜鶴円町361番地  
**ワタベウェディング株式会社**  
代表取締役 花房伸晃  
社長執行役員

### 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、書面（郵送）により議決権を行使いただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年5月27日（木曜日）午後6時までには到着するようご返送のほどよろしくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年5月28日（金曜日）午前10時
2. 場 所 京都市下京区東洞院通七条下ル東塩小路町676番13  
メルパルク京都 5階 会議室A

株主総会にご出席の株主様へのお土産はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

### 3. 目的事項 決議事項

- |       |                           |
|-------|---------------------------|
| 第1号議案 | 第三者割当による募集株式の発行①について      |
| 第2号議案 | 発行可能株式総数の増加のための定款一部変更について |
| 第3号議案 | 第三者割当による募集株式の発行②について      |
| 第4号議案 | 株式併合について                  |
| 第5号議案 | 単元株式数の定め廃止に関する定款一部変更について  |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日、総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎代理人を株主総会に出席させる場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合に限られます。その際は、代理権を証明する書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、代理人は1名とさせていただきます。
  - ◎株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.watabe-wedding.co.jp/company/ir/>) に掲載させていただきます。

## 〈新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ〉

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、本株主総会へのご出席を見合わせ、書面（郵送）により議決権を行使いただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。

特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方などご心配、ご不安のある方は、慎重にご判断いただきますようお願い申し上げます。

ご出席いただく株主様におかれましては、マスク着用などの感染予防および拡散防止策にご配慮いただきますようお願い申し上げます。また、受付において、非接触型体温計で検温をさせていただきます。体温が37.5℃以上の方や、風邪の症状など体調不良と見受けられる方には、会場へのご入場をお控えいただく場合がございます。

本株主総会会場におきましては、役員および会場スタッフは検温を含め体調を確認のうえ、マスク着用にてご対応いたします。その他にもアルコール消毒液の設置など、感染予防の措置を講じてまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

今後の状況変化により、本株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.watabe-wedding.co.jp/company/ir/>）においてお知らせいたします。

## 株主総会参考書類

### 議案およびその参考事項

#### 第1号議案から第5号議案の上程に至る経緯

新型コロナウイルス感染症拡大による悪影響と当社をとりまく厳しい経営環境により、2020年12月期の当社グループの業績は、売上高19,678百万円（前年同一期間比61.1%減）、営業損失10,983百万円（前年同一期間営業利益629百万円）、経常損失11,075百万円（前年同一期間経常利益886百万円）、親会社株主に帰属する当期純損失11,738百万円（前年同一期間親会社株主に帰属する当期純利益208百万円）となりました。また、連結純資産につきましては、2019年12月期末より12,002百万円減少し、863百万円の債務超過となりました。新型コロナウイルス感染症の収束時期は引き続き不透明であり、今後の営業収益および財務に及ぼす影響の程度や期間について不確実性があることから、当社は、2020年12月末時点において、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる状況にあります。

こうした状況の中、当社は、2021年3月末日に弁済期限が到来する借入金合計11,300百万円について、約定どおりに弁済することが困難になり、大規模な資本調達を早期に実現できない場合には、当社の足下の資金繰りは困窮し、株式価値が著しく毀損する事態となり得る状況にあったことから、2021年3月19日付で、興和株式会社（以下「興和」）との間で、当社に対するスポンサー支援に関する出資契約（以下「本出資契約」）を締結いたしました。具体的には、まず、本出資契約に基づき、興和に対する第三者割当による普通株式の発行により、総額20億円の資金を調達します。その後、当社の株主を興和のみとするために、当社株式5,000,000株を1株に併合し、興和以外の当社株主（以下「既存株主」）の皆様に対し、既存株主の皆様の保有する当社株式1株当たり180円の金銭を交付することを予定しております。これにより、当社株式の上場は廃止され、当社は興和の完全子会社となります（以下「本株式併合」といい、これらの一連の取引を総称して「本件完全子会社化取引」）。

当社は、2020年初頭から始まった新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、安定的な事業継続・中長期的な視野に立った成長の実現可能性を維持しつつ、足下の資金繰り、キャッシュ・フローの悪化等の抜本的な解決を図るために、株式の発行により資本金の調達を早期に行うことが必要不可欠と考えました。そこで、2020年11月以降、当社は、フィナンシャル・アドバイザーとして株式会社KPMG FASを起用し、同社を通じてスポンサー候補の選定を開始いたしました。その中で、複数のスポンサー候補から提示された提案内容を慎重に検討した上で、最適なスポンサー候補として、興和を選定いたしました。

興和の提案は、予測困難な新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う先行き不透明な状況に鑑み、当社が興和の完全子会社となった上で、興和と当社が一体となって、柔軟かつ機動的に経営戦略を推進し、財務面での課題の早期かつ抜本的な解決を図ることを可能とし、株主の皆様を更なるリスクにさらす事態を避けるものとして、当社の株主の皆様に対しても最善の策であるとの最終的な判断に至りました。

本件完全子会社化取引の詳細は、2021年3月19日付プレスリリース「第三者割当による新株式発行及び定款の一部変更、株式併合及び単元株式数の定め廃止並びに親会社、主要株主、主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動についてのお知らせ」も併せてご参照ください。また、事業構造を抜本的に見直し、事業再生に向けた収益体質の強化と財務体質の改善を早急に図るとともに、お取引金融機関に対して既存借入れについての債務免除、および債務免除後の債務残高の長期借入れへの転換をご依頼するため、2021年3月19日付プレスリリース「事業再生ADR手続の正式申込及び受理に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、当社は、同日付で産業競争力強化法に基づく特定認証紛争解決手続（以下「本事業再生ADR手続」）の取扱事業者である一般社団法人事業再生実務家協会（以下「事業再生実務家協会」）に対し、本事業再生ADR手続利用についての正式な申込を行い、同日受理されるとともに、本事業再生ADR手続の対象となる全てのお取引金融機関（以下「本対象債権者」）に対して「一時停止の通知書」を送付いたしました。その後、2021年4月5日に、全ての本対象債権者の出席の下、同手続に基づく事業再生計画案の概要説明のための債権者会議（第1回債権者会議）を開催し、全ての本対象債権者から「一時停止の通知書」について同意（追認）を得るとともに一時停止の期間を事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時（会議が延期・続行された場合には、延期・続行された期日を含みます。）まで延長すること等につきご了承をいただきました。そして、当社は、本対象債権者による総額約9,078百万円の債務免除の合意等を含む事業再生計画案（以下「本事業再生計画案」）を策定し、2021年4月26日に事業再生計画案の協議のための債権者会議（第2回債権者会議）において、本対象債権者に対して本事業再生計画案の具体的な内容についてご説明いたしました。現在は、2021年5月27日に開催予定の事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）において、本対象債権者の合意による本事業再生計画の成立を目指し、本対象債権者との協議を進めております。

なお、当社の株主である株式会社千趣会、株式会社寿泉および株式会社ディアーズ・ブレイン（以下、総称して「当社大株主」）は、本株式併合の効力発生日の5営業日前または各当社大株主および当社が別途合意する日に、それぞれ、本事業再生ADR手続において、本事業再生計画案が本対象債権者の同意により成立していることおよび本件第三者割当に係る本新株式（第1号議案で定義します。）が全て発行されることを条件として、その保有する当社株式2,003,166株、1,926,866株および616,311株を当社に無償で譲渡することを、それぞれ当社および興和と合意しております（これはかかる無償譲渡により、当社大株主が本件完全子会社化取引を通じて受領する対価が本件完全子会社化取引の公表前に当社大株主が保有する株式に1株当たり40円（本件第三者割当に係る払込価額と同額）を乗じた金額となるよう調整するものです。）。

本件第三者割当（第1号議案で定義します。）および本件完全子会社化取引は、かかる本対象債権者の合意による本事業再生計画の成立に加え、本臨時株主総会においてご提案しております一連の全ての議案のご承認を条件としております。具体的には、本件第三者割当を実施することを第1号議案および第3号議案としてご提案するとともに、第2号議案として本件第三者割当の実施のために当社の発行可能株式総数を増加させることをご提案しております。また、本株式併合に関し、第4号議案および第5号議案をご提案しております。

株主の皆様におかれましては、次頁以降の各議案の内容をよくお読みいただき、何卒趣旨をご理解のうえ、全ての議案につきましてご承認賜りますようお願い申し上げます。

## 第1号議案 第三者割当による募集株式の発行①について

会社法第199条の規定に基づき、下記1. に記載の理由により、下記2. に記載の概要にて第三者割当による募集株式の発行（以下「本件第三者割当①」。以下、本件第三者割当①により発行される新株式を「本新株式①」）を実施することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、本件第三者割当①および第3号議案に記載の本件第三者割当②（以下、総称して「本件第三者割当」）に伴い発行される新株式50,000,000株（議決権数500,000個）（以下「本新株式」）は、2020年12月31日現在の当社の発行済株式総数9,909,400株（2020年12月31日現在の総議決権数99,058個）の約504.57%（議決権における割合504.75%）に相当します。このように、本件第三者割当に伴う希薄化率は25%以上になり、また、支配株主の異動を伴うことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、本臨時株主総会にて、本議案および第3号議案についての株主の皆様ご意思確認を併せてお願いするものであります。なお、本件第三者割当は、大規模な希薄化と支配株主の異動を伴うのみならず、その後に興和による当社の完全子会社化および当社株式の上場廃止が予定されていることから、少数株主の皆様へ与える影響の大きさを踏まえて、当社の意思決定の過程の公正性、透明性および客観性を確保すべく、当社の経営者から一定程度独立した者として、社外有識者である牧直樹氏（社外有識者 樹陽法律事務所 パートナー弁護士。なお、同氏は、2021年3月25日開催の当社第57期定時株主総会において社外監査役に選任され、同日就任いたしました。当社は同氏を当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ております。）ならびに当社の取締役である高橋理人氏および森川さゆり氏（いずれも当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外取締役です。）で構成される第三者委員会を選定し、本件第三者割当および本件完全子会社化取引に関する意見を諮問し、2021年3月19日付で、本件第三者割当には必要性および相当性が認められ、また、本件完全子会社化取引は当社の少数株主にとって不利益とは認められない旨の意見を取得しております。

### 1. 特に有利な払込金額で募集株式を発行する理由

#### (1) 第三者割当による新株式発行の目的および理由

2020年12月期における当社グループをとりまく経営環境は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、世界的に経済活動が停滞し、企業収益の低下や雇用情勢の悪化が急速に進みました。当社の主たる事業であるブライダル業界におきましても、新型コロナウイルス感染症拡大により、多くの婚礼が延期やキャンセルとなるなど、業界全体に深刻な影響を及ぼしており、大変厳しい状況となっております。

当社の「リゾート挙式」においては、新型コロナウイルス感染症拡大による世界各国での出入国規制や渡航制限の影響を受け、2020年2月後半以降、当社が取扱う海外ウェディング実行エリアの全挙式施設の催行が不能となりました。また、「ホテル・国内挙式」におきましては、ホテル雅叙園東京、メルパルクともに、2020年4月の緊急事態宣言発令期間中は、施設毎に休業および一部営業自粛などの対応を実施いたしました。宣言解除後、婚礼においては一組当たりの列席人数が減少したものの、実行件数は徐々に回復基調へと向かいましたが、2020年末の新型コロナウイルス感染症再拡大の影響を受け、再び低迷いたしました。

このような状況を受けて、当社では役員報酬の減額をはじめとした人件費や広告宣伝費の抑制、賃料減額交渉など、様々な費用削減対策を実施いたしました。2020年12月期の当社グループの業績は、売上高19,678百万円（前年同一期間比61.1%減）、営業損失10,983百万円（前年同一期間営業利益629百万



円)、経常損失11,075百万円(前年同一期間経常利益886百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失11,738百万円(前年同一期間親会社株主に帰属する当期純利益208百万円)となりました。また、連結純資産につきましては、2019年12月期末より12,002百万円減少し、863百万円の債務超過となりました。新型コロナウイルス感染症の収束時期は引き続き不透明であり、今後の営業収益および財務に及ぼす影響の程度や期間について不確実性があることから、2020年12月末時点において、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる状況にあります。

こうした状況の中、2021年3月末日に弁済期限が到来する借入金合計11,300百万円について、約定どおりに弁済することが困難になり、大規模な資本調達を早期に実現できない場合には、当社の足下の資金繰りは困窮し、株式価値が著しく毀損する事態となり得る状況にありました。

上記のとおり、新型コロナウイルス感染症拡大による悪影響と不確実性や当社をとりまく厳しい経営環境を踏まえ、大幅な債務超過となるおそれが生じたことから、早急に資本増強を行う必要があると判断し、当社は、2020年11月頃から、50億円規模の増資の引受けに関しスポンサー候補へのコンタクトを開始いたしました。このような当社の時価総額(2020年12月末時点で約28億円)を大きく上回る規模の多額の資本性資金の出資に当社が希望する時間軸で応じられるスポンサーを選定することは相当程度困難であると見込まれました。そのため、当社は、フィナンシャル・アドバイザーとして株式会社KPMG FASを起用し、同社を通じて、合計48社のスポンサー候補に対して、当社に対する出資の可能性を打診いたしました。その中で、複数のスポンサー候補から提示された提案内容を慎重に検討し、興和の最終提案が、当社の資金面および事業面の双方の支援の観点から、当社の株主の皆様に対しても最善の策であると判断し、受け入れることといたしました。

具体的には、当社は、興和に対する第三者割当の方法により、総額20億円の出資を受ける(本件第三者割当)とともに、当社株式5,000,000株を1株に併合し、興和以外の当社株主の皆様に対し、1株当たり180円の金銭を交付すること(第4号議案に記載の本株式併合)を通じて当社は興和の完全子会社となります(本件完全子会社化取引)。本件第三者割当および本件完全子会社化取引の実施は、2021年5月27日に開催予定の事業再生計画案の決議のための債権者会議(第3回債権者会議)において、本対象債権者の合意により、総額約9,078百万円の債権放棄等を含む本事業再生計画が成立することを条件とします。また、興和は、本出資契約において、本件第三者割当の実行完了を条件として上記の債権放棄後の当社の借入債務の残高について連帯保証を行うこと、本件第三者割当の実行完了後、当社の資金需要が生じた際には、その責任において当社の資金繰りを支援することを約しております。

これらを踏まえ、興和と当社が一体となって、柔軟かつ機動的に経営戦略を推進することが、当社グループの事業継続および中長期的な成長に最も資するとともに、株主の皆様を更なるリスクにさらす事態を避けることにつながると考えられることから、最善の選択肢であるとの最終的な判断に至りました。

本件第三者割当の発行諸費用の概算額106,500,000円を差し引いた本件第三者割当による調達資金1,893,500,000円は、予測困難な新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う先行き不透明な状況に鑑み、調達資金の全てを、2021年5月末から2022年12月の間の賃料・人件費等、事業推進に係る運転資金に充当します。

なお、本件完全子会社化取引の結果、当社株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。

以上のとおり、本件第三者割当は、予測困難な新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う先行き不透明な状況に鑑み、興和と当社が一体となって、柔軟かつ機動的に経営戦略を推進し、財務面での課題の早期かつ抜本的な解決を図ることを目的として、興和を割当予定先として行うものであります。

## (2)発行条件等の合理性

### ①払込金額の算定根拠およびその具体的内容

#### ア. 払込金額の具体的な内容

当社は、出資の方法および内容に関しては、当社にとって最も有利な条件での資金調達の実現に向けて、上記のスポンサー選定の過程を経て、唯一当社に対する出資に関する具体的な提案を行った興和との間で、同社による当社に対するデュー・ディリジェンスの結果および当社の経営環境、財務状況、資金需要、株価の状況等を踏まえて、真摯な協議・交渉を行いました。その際には、当社をとりまく厳しい財務状況やお取引金融機関のご意見および当社大株主との協議、当社が希望する時間軸での必要金額の調達可能性を考慮し、当社の要請に最も沿った提案をした先である興和との間で協議および交渉を重ねた結果、本新株式の払込金額は、40円と決定いたしました。

当該払込金額は、本件第三者割当に係る取締役会決議日(2021年3月19日。以下「本取締役会決議日」)の直前営業日である2021年3月18日の東京証券取引所における当社株式の終値(以下「終値」)407円に対しては、90.2%のディスカウント、本取締役会決議日の直前1ヶ月間(2021年2月19日から2021年3月18日まで)の終値の平均値である375円(円未満四捨五入)に対しては89.3%のディスカウント、同直前3ヶ月間(2020年12月19日から2021年3月18日まで)の終値の平均値である317円(円未満四捨五入)に対しては87.4%のディスカウント、同直前6ヶ月間(2020年9月19日から2021年3月18日まで)の終値の平均値である307円(円未満四捨五入)に対しては87.0%のディスカウントとなります。

上記のとおり、本新株式の払込金額は、既に当社が債務超過に陥っており、今後も多額の損失計上が続くことが予想され、かつ、2021年3月末日に弁済期限が到来する借入金について、約定どおりに弁済することが困難になる中で、お取引金融機関のご意見を踏まえた興和および当社大株主との間での協議および交渉を経た結果として、興和および当社大株主との間で最終的に合意されたものであり、当社にとって現時点で最善の条件であると判断しております。また、下記イ. およびウ. に記載のとおり、当社が第三者算定機関から取得した株式価値算定書および意見書(フェアネス・オピニオン)(以下「フェアネス・オピニオン」)に照らしても、妥当な金額であると判断しております。

#### イ. 第三者算定機関からの株式価値算定書およびフェアネス・オピニオンの取得

当社は、興和との協議および交渉の結果を踏まえて本新株式の払込金額および本株式併合に係る端数処理により株主の皆様へ交付することが見込まれる金銭(以下「本株式併合交付見込金額」)を決定するに際して、また、本臨時株主総会における株主の皆様への議決権行使のご参考のために、第三者算定機関(株式会社赤坂国際会計、代表者：黒崎 知岳、住所：東京都港区元赤坂一丁目1番8号、以下「赤坂国際会計」)に対して、当社株式の株式価値算定ならびに本新株式の払込金額および本株式併合交付見込金額が興和を除く当社の株主にとって財務的見地から妥当である旨のフェアネス・オピニオンの提出を依頼いたしました。なお、第三者算定機関である赤坂国際会計は、当社および興和の関連当事者には該当せず、本件第三者割当に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

赤坂国際会計は、当社株式の株式価値の算定手法を検討した結果、①市場株価平均法、②類似会社比較法および③ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」）の各算定方法のうち、③DCF法を採用して、当社株式の株式価値の算定を行い、当社は赤坂国際会計から2021年3月19日付で、株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」）を取得しております。

また、当社は、赤坂国際会計から本新株式の払込金額および本株式併合交付見込金額が、それぞれ、当社および興和を除く当社株主にとって、財務的見地から妥当である旨のフェアネス・オピニオンを取得しております。

本株式価値算定書によれば、DCF法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は0円から44円とされております（以下「本価値算定結果」）。

赤坂国際会計が当社株式の株式価値の算定に③DCF法を採用した理由は以下のとおりです。

まず、①市場株価平均法については、当社の2020年12月期決算短信において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を現時点では合理的に算定することが困難であることを理由として2021年12月期の連結業績予想を公表していないため、本件第三者割当および本件完全子会社化取引が実施されない場合に想定される重要な影響が十分に市場価格に反映されていない可能性があること、2021年3月10日以降、必ずしも当社の経営状況に関係しない事由により株価が乱高下しており、当社の企業価値と乖離した価格形成がなされている可能性があること、本件第三者割当および本件完全子会社化取引の公表に伴い開示される情報のうち本価値算定結果の算定基準日（2021年3月19日）までの市場価格に反映されていない情報が価格形成に相当程度の影響を与える可能性があること等を勘案し、①市場株価平均法は当社の株式価値の算定に当たって適切な手法でないと説明されております。

また、②類似会社比較法については、当該手法において一般的に使用される基準財務指標である利益・純資産・EBITDA等の数値が当社においては直近でいずれも負の値となっており、適切に類似会社比較法を適用することが困難であり、類似会社比較法は当社の株式価値の算定に当たって適切な手法でないと説明されております。

一方、本価値算定結果において採用されている③DCF法は、事業の将来のキャッシュ・フロー（収益力）に基づく算定方法であり、事業継続を前提とした場合の株式価値算定を行う上で適切な手法の一つであると考えられており、本価値算定結果では、当社が価値算定機関に提供した事業計画等を検討し、算定基準日時点での当該事業計画を前提とした将来のキャッシュ・フローに基づき、DCF法による株式の価値が算定されております。

DCF法を用いて当社株式価値の算定をするに当たって、本株式価値算定書では、当社が作成した2021年12月期から2023年12月期までの事業計画に基づく収益予測や投資計画等、合理的と考えられる前提を考慮した上で、当社が2021年12月期以降、将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを基に、事業リスクに応じた一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値を評価しております。割引率は、加重平均資本コスト（WACC）である8.0%～18.7%を採用しており、継続価値の算定に当たっては永久成長率法を採用し、永久成長率を-0.5%～0.5%とし、実効税率は30.6%とし、ネット有利子負債は2020年12月末時点での有利子負債残高（18,549百万円）から余剰現預金残高（現預金9,193百万円から必要運転資金3,000百万円を控除した6,193百万円）を控除した金額により算定し、当社株式の1株当たりの株



式価値の範囲は、0円から44円と算定されております。

なお、赤坂国際会計が、DCF法の算定の前提とした当社の事業計画に基づく財務予測は以下のとおりです。以下の財務予測は本件第三者割当および本件完全子会社化取引の実施を前提としたものではありません。また、以下の財務予測は、直近の新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、当社のリゾート挙式事業の再開の日安として2022年1月の海外渡航制限解除を前提とし、二度に亘る緊急事態宣言の発出による影響額の見積もりと2020年12月期決算短信における債務超過公表後の当社の売上の傾向を反映したものと作成しております。

(単位：百万円)

	2020年12月期実績	2021年12月期計画	2022年12月期計画	2023年12月期計画
売上高	19,678	23,742	36,628	31,435
営業利益	△10,983	△7,080	△164	1,651
EBITDA	△9,266	△5,419	1,431	3,169
フリー・キャッシュ・フロー	—	△5,823	1,692	1,636

なお、本株式価値算定書において採用されたDCF法に関し、本株式価値算定書では、当社の事業が計画期間終了後も継続することを前提とした場合の株式価値を算定しており、金融機関からのバックアップが得られない等の要因により、計画期間中あるいは計画期間終了後に事業の継続が困難になる状況は想定されておらず、この点について、このような事業継続が困難になる状況を想定した場合には、本株式価値算定書におけるDCF法による算定結果よりも低い株式価値が算定される可能性があるとの見解が本株式価値算定書において示されております。

#### ウ. 本株式価値算定書を踏まえた当社取締役会の払込金額についての判断

本株式価値算定書において赤坂国際会計が算定した当社株式の株式価値は、上記のとおり、③DCF法を採用した上で算定されております。

このうち、①市場株価平均法については、当社の2020年12月期決算短信において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を現時点では合理的に算定することが困難であることを理由として2021年12月期の連結業績予想を公表していないため、本件第三者割当および本件完全子会社化取引が実施されない場合に想定される重要な影響が十分に市場価格に反映されていない可能性があること、2021年3月10日以降、必ずしも当社の経営状況に関係しない事由により株価が乱高下しており、当社の企業価値と乖離した価格形成がなされている可能性があること、本件第三者割当および本件完全子会社化取引の公表に伴い開示される情報のうち本価値算定結果の算定基準日（2021年3月19日）までの市場価格に反映されていない情報が価格形成に相当程度の影響を与える可能性があること等を勘案して、①市場株価平均法は当社の株式価値の算定に当たって適切な手法でないと考えられておりますが、これらの事情はいずれも当社をとりまく現在の状況に合致しており、妥当な理由であると考えられ、市場株価平均法により算定された当社株式の1

株当たりの株式価値を、当社の現在の状況を当社株式の株式価値に公正に反映した結果として採用すべきであるとの判断には至りませんでした。

②類似会社比較法については、当社の利益・純資産・EBITDA等の数値がいずれも負の値となっており、適切に類似会社比較法を適用することが困難であるとの理由は、当社をとりまく現在の状況に合致しており、妥当な理由であると考えられ、類似会社比較法により算定された当社株式の1株当たりの株式価値を、当社の現在の状況を当社株式の株式価値に公正に反映した結果として採用すべきであるとの判断には至りませんでした。

③DCF法については、事業継続を前提とした場合の株式価値算定を行う上で適切な手法であると一般に考えられており、とりわけ、当社の財務状況を踏まえ、当社が直近の新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、当社のリゾート挙式事業の再開の目安として2022年1月の海外渡航制限解除を前提とし、二度に亘る緊急事態宣言の発出による影響額の見積もりと2020年12月期決算短信における債務超過公表後の当社の売上の傾向を反映したものとして作成した今後約3年間の事業計画を前提として、当社の事業の継続を前提に独自のリターン・リスク評価を行う算定手法である点で、当社の財務状態を可及的に正確に反映することが可能な適切な算定手法であると考えられます。また、本新株式の払込金額および本株式併合交付見込金額は、上記のとおり興和との協議および交渉を経て決定したところ、興和が当社への出資の検討に際して重視したのは、現在の市場株価よりも、当社の実際の財務状態および将来の事業展望であり、当社の事業計画を前提とし、当社の財務状態を可及的に正確に反映することが可能であると考えられるDCF法による算定結果（0円から44円）は、興和との協議および交渉において当社株式の株式価値に関する考え方を相互に突合する上で有用であると考えました。

以上のことから、本新株式の払込金額を決定する上では、本株式価値算定書で示されたDCF法による算定結果（0円から44円）を参照し、興和および当社大株主との間の協議および交渉の結果を踏まえ、上記のとおり、本新株式の払込金額を、本株式価値算定書のDCF法による算定結果の範囲内である、1株当たり40円に決定いたしました。かかる払込金額は、直近の当社の市場株価から大幅なディスカウントとなるものの、総額20億円規模の資本金の調達が必要不可欠な状況の下で、複数のスポンサー候補への打診を経て選定された興和および当社大株主の間での真摯な協議・交渉を経た結果として最終的に合意されたものであることに加え、本株式価値算定書の算定結果の範囲内であることから、公正かつ妥当な金額であると判断いたしました。

また、本株式併合交付見込金額は、少数株主の皆様にお支払いする金額を可及的に最大化すべく、上記の協議・交渉を経た結果として合意されたものであり、これは上記の価値算定結果の評価額の上限44円を136円上回り、かつ、本払込金額に350%のプレミアムを乗じた金額となっていることから、公正かつ妥当な金額であると判断いたしました。

なお、本株式価値算定書では、当社の事業が計画期間終了後も継続することを前提とした場合の株式価値を算定しており、計画期間中あるいは計画期間終了後に事業の継続が困難になる状況は想定されておらず、事業継続が困難になる状況を想定した場合には、本株式価値算定書におけるDCF法による算定結果よりも低い株式価値が算定される可能性があるとの見解が本株式価値算定書において示されているところ、

当社の手元の現預金残高の見通しや借入金の状況や、2020年12月期決算短信での債務超過公表後の売上への影響等を考慮したとき、本件第三者割当および本件完全子会社化取引を実施できない場合には、計画期間中に事業継続が困難になる状況に陥る可能性は否定できず、その場合は、当社の株式価値は上記のDCF法による価値算定結果で示された値を下回ることになり、この点に照らしても、本払込金額および本株式併合交付見込金額はいずれも公正かつ妥当な金額であると判断いたしました。

## ②発行数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本件第三者割当に伴い発行される本新株式数は50,000,000株（議決権数は500,000個）で、本取締役会決議日現在の当社発行済株式総数9,909,400株に対する比率は504.57%、本取締役会決議日現在の当社議決権総数99,058個に対する比率は504.75%であります。

このように本件第三者割当により極めて大規模な希薄化が生じることが見込まれます。他方、上記のとおり、①当社には当面の運転資金の確保のため総額20億円もの多額の資金調達の必要性が認められるところ、本件第三者割当の発行規模は、大規模ではあるものの、あくまで当社として必要不可欠と考える規模の資金調達の実現のために必要な規模に設定されていること、②興和に対する本件第三者割当は、他の資金調達方法との比較においても、最も適切な資金調達手法と考えられること、③本新株式の払込金額についても、当社をとりまく厳しい財務状況ならびに複数のスポンサー候補との間の支援の可能性についての協議および興和との協議・交渉の結果に鑑み、当社にとって現時点で最善の条件であり、本株式価値算定書で示された当社株式の株式価値の算定結果に照らしても公正性および妥当性が認められると判断できることといった事情を踏まえれば、本件第三者割当によって生じる大規模な希薄化を考慮してもなお、本件第三者割当を実行することには合理性が認められると考えております。

## 2. 本新株式①の発行概要

### (1) 募集株式の種類および数

普通株式 10,000,000株

### (2) 払込金額

1株につき40円

### (3) 払込金額の総額

400,000,000円

### (4) 増加する資本金および増加する資本準備金の額

増加する資本金の額 200,000,000円

増加する資本準備金の額 200,000,000円

(5) 払込期間

2021年5月31日（月曜日）から2021年8月31日（火曜日）まで

(6) 募集方法

第三者割当の方法により全株式（10,000,000株）を興和株式会社に割り当てる。

(7) 上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、2021年5月27日開催予定の本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議において、当社が策定する事業再生計画案が本事業再生ADR手続の全対象債権者の合意により成立すること、および本臨時株主総会における第1号議案から第5号議案の承認を条件としております。

## 第2号議案 発行可能株式総数の増加のための定款一部変更について

### 1.提案の理由

第3号議案に記載の本件第三者割当②による新株式の発行を可能とするため、定款第6条（発行可能株式総数）に定める発行可能株式総数の増加を行うものです。

なお、本定款変更の効力発生は、第1号議案に係る本件第三者割当①に係る本新株式10,000,000株が発行されることを条件といたします。

### 2.変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,200万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>6,000万株</u> とする。



### 第3号議案 第三者割当による募集株式の発行②について

会社法第199条の規定に基づき、下記1. に記載の理由により、下記2. に記載の概要にて第三者割当による募集株式の発行（以下「本件第三者割当②」。以下、本件第三者割当②により発行される新株式を「本新株式②」）を実施することにつき、ご承認をお願いするものであります。

また、第1号議案に記載の理由により、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に基づき、本臨時株主総会にて、第1号議案および本議案についての株主の皆様の意思確認を併せてお願いするものであります。

#### 1. 特に有利な払込金額で募集株式を発行する理由

「第1号議案 第三者割当による募集株式の発行①について 1. 特に有利な払込金額で募集株式を発行する理由（1）第三者割当による新株式発行の目的および理由（2）発行条件等の合理性」に記載のとおりです。

#### 2. 本新株式②の発行概要

##### (1)募集株式の種類および数

普通株式 40,000,000株

##### (2)払込金額

1株につき40円

##### (3)払込金額の総額

1,600,000,000円

##### (4)増加する資本金および増加する資本準備金の額

増加する資本金の額 800,000,000円

増加する資本準備金の額 800,000,000円

##### (5)払込期間

2021年5月31日（月曜日）から2021年8月31日（火曜日）まで

##### (6)募集方法

第三者割当の方法により全株式（40,000,000株）を興和株式会社に割り当てる。

(7) 上記各号については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生、2021年5月27日開催予定の本事業再生ADR手続の事業再生計画案の決議のための債権者会議において、当社が策定する事業再生計画案が本事業再生ADR手続の全対象債権者の合意により成立すること、および本臨時株主総会における第1号議案から第5号議案の承認、ならびに第2号議案に係る定款の一部変更の効力発生を条件としております。

## 第4号議案 株式併合について

本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件に、当社の株主を興和のみとするために、当社株式5,000,000株を1株に併合すること（本株式併合）を実施することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は、以下のとおり効力発生日（以下「本株式併合効力発生日」）が異なる複数の株式併合につきご承認をお願いするものでありますが、本件第三者割当に係る本新株式が全て発行される時点に応じた条件が付されており、本件第三者割当に係る本新株式が全て発行される時点に応じて、その直後に到来するいずれか一つの本株式併合効力発生日においてのみ、実際に、株式併合の効力が発生することとなります。

### 1. 株式併合を行う理由

当社は、「第1号議案 第三者割当による募集株式の発行①について 1. 特に有利な払込金額で募集株式を発行する理由（1）第三者割当による新株式発行の目的および理由」に記載のとおり、本件第三者割当を行うとともに、本件完全子会社化取引を実施することが、当社の資金面および事業面の双方の支援の観点から、当社の株主の皆様に対しても最善の策であるとの結論に達しました。

そこで、当社は、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを前提に、本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件に、当社の株主を興和のみとするために、本株式併合を実施することといたしました。

### 2. 会社法第180条第2項各号に掲げる事項

#### (1) 併合の割合

当社株式について、5,000,000株を1株に併合いたします。

#### (2) 株式の併合がその効力を生ずる日

本件第三者割当に係る本新株式が全て発行される時点に応じて、本株式併合効力発生日を以下のとおりといたします。

①2021年6月10日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2021年6月30日といたします。

②2021年6月11日以降、2021年7月10日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2021年7月31日といたします。

③2021年7月11日以降、2021年8月10日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2021年8月31日といたします。

④2021年8月11日以降、2021年8月31日までに本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件として、本株式併合効力発生日を2021年9月30日といたします。

#### (3) 効力発生日における発行可能株式総数

44株

### 3. 会社法第180条第2項第1号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

会社法第298条第1項に基づき本臨時株主総会の招集の決定をした日における会社法第180条第2項第1号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項は、以下のとおりです。

本株式併合における併合の割合は、当社株式について、5,000,000株を1株に併合するものです。本株式併合は、当社の株主を興和のみとすることを目的として行われるものであること、本件第三者割当に係る本新株式が全て発行されることを条件に実施されるものであること、ならびに下記の各事項から、本株式併合における併合の割合は相当であると判断しております。

その他、併合の割合についての定め相当性に関する事項は以下のとおりです。

#### (1) 当社の株主（親会社等を除く）の利益を害さないように留意した事項

本件完全子会社化取引においては、興和は本件第三者割当の払込前の時点では当社の親会社等に該当しませんが、当社は、興和が本件第三者割当を含む本件完全子会社化取引を通じて当社の株主を興和のみとすることを企図していることを考慮して、当社の株主の皆様への影響に配慮し、本件完全子会社化取引の公正性の担保、本件完全子会社化取引の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除および利益相反の回避の観点から、本件完全子会社化取引の公正性を担保するため、下記に記載の措置を講じております。

#### ① 当社における独立した第三者算定機関からの算定書およびフェアネス・オピニオンの取得

当社は、第三者機関である赤坂国際会計から、当社株式の株式価値に係る本株式価値算定書を取得いたしました。算定の概要については、第1号議案をご参照ください。

さらに、当社は、赤坂国際会計から本新株式の払込金額および本株式併合交付見込金額が、それぞれ、当社および興和を除く当社株主にとって、財務的見地から妥当である旨のフェアネス・オピニオンを取得しております。

#### ② 当社の経営者から一定程度独立した者からの意見の取得

当社は、当社の経営者から一定程度独立した者として、社外有識者である牧直樹氏（社外有識者 樹陽法律事務所 パートナー弁護士。なお、同氏は、2021年3月25日開催の当社第57期定時株主総会において社外監査役に選任され、同日就任いたしました。当社は同氏を当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ております。）ならびに当社の取締役である高橋理人氏および森川さゆり氏（いずれも当社の独立役員として東京証券取引所に届け出ている社外取締役です。）で構成される第三者委員会を選定し、本件第三者割当および本件完全子会社化取引に関する意見を諮問し、2021年3月19日付で、本件第三者割当には必要性および相当性が認められ、また、本件完全子会社化取引は当社の少数株主にとって不利益とは認められない旨の意見を取得しております。

#### ③ 当社における特別の利害関係のない取締役全員の承認および監査役全員の異議がない旨の意見

本株式併合に係る取締役会においては、特別の利害関係のない取締役6名が出席し、その全会一致により上記決議を行っております。なお、取締役 渡部秀敏は、本件完全子会社化取引の対象となる株式会社寿泉の役員を兼務しており、取締役 小岸弘和は、本件完全子会社化取引の対象となる株式会社ディアーズ・ブレインの役員を兼務しており、取締役 梶原健司、取締役 石田晃一および取締役 高橋哲也は、本件完全子会社化取引の対象となる株式会社千趣会の役員を兼務しており、それぞれ特別利害関係取締役に該当するため、当該取締役会を欠席しております。また、当該取締役会には、監査役4名（4名とも社外監査役）全員が出席し、いずれも、上記決議に異議はない旨の意見を述べております。

(2) 会社法第235条の規定により1株に満たない端数の処理をすることが見込まれる場合に関する事項

①端数処理の方法に関する事項

ア. 会社法第235条第1項または同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別およびその理由

本株式併合により、興和以外の株主の皆様が所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。本株式併合の結果生じる1株に満たない端数の処理の方法につきましては、その合計数（会社法第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却によって得られた代金を株主の皆様へ交付いたします。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、当該端数の合計数に相当する当社株式を興和に売却すること（以下「本端数譲渡」）を予定しております。

上記の処理を予定している理由は、本件完全子会社化取引が興和による当社の完全子会社化を目的とするものであることを踏まえ、本出資契約において、興和が当該端数の合計数に相当する当社株式を買い受けることを合意していることによります。

イ. 会社法第235条第2項において準用する同法第234条第2項の規定による処理（市場において行う取引による売却を除く。）を予定している場合における、売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の名称、当該者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法および当該方法の相当性ならびに売却する時期および売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み（当該見込みに関する取締役の判断およびその理由）

a. 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の名称

興和株式会社

b. 興和が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法および当該方法の相当性

興和によれば、本端数譲渡に係る代金の支払のための資金は、手元現預金から充当するとのことでした。

当社は、興和が2020年6月29日付で東海財務局長宛に提出した2020年3月期有価証券報告書における連結貸借対照表および2020年12月11日付で東海財務局長宛に提出した2021年3月期半期報告書における中間連結貸借対照表により、興和がかかる代金の支払に要する十分な現預金を保有していることを確認しております。また、当社は、本出資契約において、興和がかかる代金の支払に必要な資金を十分に保有している旨の表明保証を受けております。

したがって、当社は、興和による本端数譲渡に係る代金の支払に要する資金を確保する方法は相当であると判断しております。

c. 売却する時期および売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、速やかに、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て、本端数譲渡を実施することを予定しております。本株式併合の効力が2021年6月30日に発生し、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、2021年7月下旬を目途に本端数譲渡を実施し、また、本端数譲渡により得られる代金を2021年9月中旬を目途に当社株主の皆様へ交付することを見込んでおります。



なお、本株式併合は、上記2.(2)に記載のとおり効力発生日が異なる複数の株式併合につきご承認をお願いするものであり、本件第三者割当に係る本新株式が全て発行される時点に応じた条件が付されており、本件第三者割当に係る本新株式が全て発行される時点に応じて、その直後に到来するいずれか一つの本株式併合効力発生日においてのみ、実際に、本株式併合の効力が発生することとなります。したがって、本端数譲渡の時期、および本端数譲渡により得られる代金を当社株主の皆様へ交付する時期も、本件第三者割当に係る本新株式が全て発行される時点に応じて変更されますが、かかる場合においても、当社は速やかに本端数譲渡を実施し、また、本端数譲渡により得られる代金を当社株主の皆様へ交付する予定です。

d. 上記の見込みに関する取締役会の判断およびその理由

当社は、予測困難な新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う先行き不透明な状況に鑑み、当社が興和の完全子会社となった上で、興和と当社が一体となって、柔軟かつ機動的に経営戦略を推進し、財務面での課題の早期かつ抜本的な解決を図ることが、株主の皆様を更なるリスクにさらす事態を避けるものとして、当社の株主の皆様に対しても最善の策であると考え、本件完全子会社取引を実施することといたしました。

かかる目的に照らし、実現可能な実務上のスケジュールを考慮しつつ、可及的速やかに本件子会社化取引および本端数譲渡を完了した上で、本端数譲渡により得られる代金を当社株主の皆様へ交付すべく、上記c.の見込みについて判断いたしました。

②端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額および当該額の相当性に関する事項

端数処理により株主の皆様へ交付することが見込まれる金銭の額（本株式併合交付見込金額）は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様が所有する当社株式の数に、本件第三者割当における本新株式の払込金額（40円）に対して350%のプレミアムを付した金額である180円を乗じた金額に設定することを予定しております。

本株式併合交付見込金額は、本株式併合に係る取締役会決議日の直前営業日である2021年3月18日の東京証券取引所における当社株式の終値407円に対しては、55.8%のディスカウントとなります。

〔第1号議案 第三者割当による募集株式の発行①について 1. 特に有利な払込金額で募集株式を発行する理由 (2) 発行条件等の合理性〕記載のとおり、本新株式の払込金額および本株式併合交付見込金額は、既に当社が債務超過に陥っており、今後も多額の損失計上が続くことが予想され、かつ、2021年3月末日に弁済期限が到来する借入金について、約定どおりに弁済することが困難になる中で、お取引金融機関のご意見を踏まえた興和および当社大株主との間での協議および交渉を経た結果として、興和および当社大株主との間で最終的に合意されたものであり、当社にとって現時点で最善の条件であると判断しております。

また、本新株式の払込金額および本株式併合交付見込金額を決定するに際して、また、本臨時株主総会における株主の皆様への議決権行使のご参考のために、赤坂国際会計から本株式価値算定書およびフェアネス・オピニオンを取得しております。その詳細については、第1号議案をご参照ください。当社は、本件第三者割当における本新株式の払込金額（40円）および本株式併合交付見込金額（180円）につきましては、赤坂国際会計から取得した本株式価値算定書およびフェアネス・オピニオンに照らし、妥当であると判断しております。

以上により、当社は、本株式併合交付見込金額については、相当であると判断しております。

4. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

会社法第298条第1項に基づき本臨時株主総会の招集の決定をした日における最終事業年度の末日である2020年12月31日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象は、以下のとおりです。

(1) 継続企業の前提に関する事項

当社グループは、第56期連結会計年度（2019年12月期）においては堅実に利益を計上し、第57期連結会計年度（2020年12月期）開始直後は前年同一期間比を上回る営業収益で推移しておりました。しかし、2020年1月に発生し3月以降拡大した新型コロナウイルス感染症により、当社グループが展開する婚礼・宿泊・飲食・旅行等関連事業は直接悪影響を受け、営業収益は大幅に落ち込み、通期では10,983百万円の営業損失、11,075百万円の経常損失、11,738百万円の親会社株主に帰属する当期純損失を計上することとなりました。その結果、第57期連結会計年度末において863百万円の債務超過となっております。

また、昨年末からは当該感染症が再拡大し、年明けの緊急事態宣言再発出に至り、海外への渡航制限の継続や、GO TOキャンペーンの中断、外出自粛要請などにより当社グループ事業への悪影響は長期化することが予測され、当社グループの2021年度以降の営業収益見通しも不透明な状況となっております。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在すると認識せざるを得ない状況となっております。

(2) 興和株式会社に対する新株式発行および同社の完全子会社となることを目的とする完全子会社化取引ならびに事業再生ADR手続の正式申込および受理

当社は、2021年3月19日、興和からスポンサー支援を受け、その完全子会社となることを目的として、同日付で興和と本出資契約を締結いたしました。また、同日開催の取締役会において、当社は、興和を割当先とする払込金額の総額20億円の本件第三者割当を実施すること、当社の株主を興和のみとするために、当社株式5,000,000株を1株に併合し、興和以外の当社株主の皆様に対し、当社株主の皆様が保有する当社株式1株当たり180円の金銭を交付すること等について、本臨時株主総会に付議することを決議しております。

2020年12月末時点で当社が債務超過に陥っており、かつ、2021年3月末日に弁済期限が到来する借入金について、約定どおりに弁済することが困難になるとともに、お取引金融機関からそれらの返済を猶予いただくことも困難になるおそれがあることを踏まえ、本出資契約においては、興和による当社に対するスポンサー支援を実行いただく前提条件として、本事業再生計画案を成立させることが定められております。そのため、事業構造を抜本的に見直し、事業再生に向けた収益体質の強化と財務体質の改善を早急に図るとともに、お取引金融機関からかかる債務免除等にご同意いただくべく、2021年3月19日、本事業再生ADR手続の取扱事業者である事業再生実務家協会に対し、本事業再生ADR手続利用についての正式な申込を行い、同日受理されました。

その後、当社は、本事業再生ADR手続の対象となる本対象債権者の出席の下、同手続に基づく事業再生計画案の概要説明のための債権者会議（第1回債権者会議）を2021年4月5日に開催し、全ての本

対象債権者から「一時停止の通知書」について同意（追認）を得るとともに一時停止の期間を事業再生計画案の決議のための債権者会議の終了時（会議が延期・続行された場合には、延期・続行された期日を含みます。）まで延長すること等につきご了承をいただきました。そして、当社は、興和および本対象債権者と協議を進めながら、公平中立な立場から事業再生実務家協会より調査・指導・助言をいただき、本対象債権者による総額約9,078百万円の債務免除の合意等を含む本事業再生計画案を策定し、2021年4月26日に事業再生計画案の協議のための債権者会議（第2回債権者会議）において、本対象債権者に対して本事業再生計画案の具体的な内容についてご説明いたしました。今後は、2021年5月27日に開催予定の事業再生計画案の決議のための債権者会議（第3回債権者会議）において、本対象債権者の合意による本事業再生計画の成立を目指してまいります。

しかしながら、前述のとおり、当社は継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在すると認識せざるを得ない状況となっており、本事業再生ADR手続において本事業再生計画が成立しない場合もしくは本事業再生ADR手続が上記の予定どおりに進行しない場合、本臨時株主総会で本件第三者割当および本件完全子会社化取引に係る議案のご承認がいただけない場合、または、興和と締結した本出資契約に定める本件第三者割当および本件完全子会社化取引の実施の前提条件が充足されない場合に、興和からのスポンサー支援およびお取引金融機関による債務免除の合意等をいただけないときには、当社の事業の継続は極めて困難になる可能性があります。

## 第5号議案 単元株式数の定め廃止に関する定款一部変更について

### 1. 提案の理由

第4号議案「株式併合について」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は44株に減少することとなります。かかる点を明確にするため、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は11株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため定款第7条（単元株式数）および第8条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。なお、本議案に係る定款変更は、第2号議案に係る定款変更の効力発生、および第4号議案「株式併合について」が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件として、本株式併合効力発生日と同日に効力が発生するものといたします。

（下線は変更部分を示します。）

第2号議案「発行可能株式総数の増加のための定款一部変更について」による変更後の定款	追加変更案
<p>（発行可能株式総数）            第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>6,000万株</u>とする。  <u>（単元株式数）</u>            第7条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。  <u>（単元未満株式についての権利）</u>            第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。  <u>（1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u>  <u>（2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u>  <u>（3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>            第9条～第37条（条文省略）</p>	<p>（発行可能株式総数）            第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>44株</u>とする。            （削除）            （削除）            第7条～第35条（現行どおり）</p>

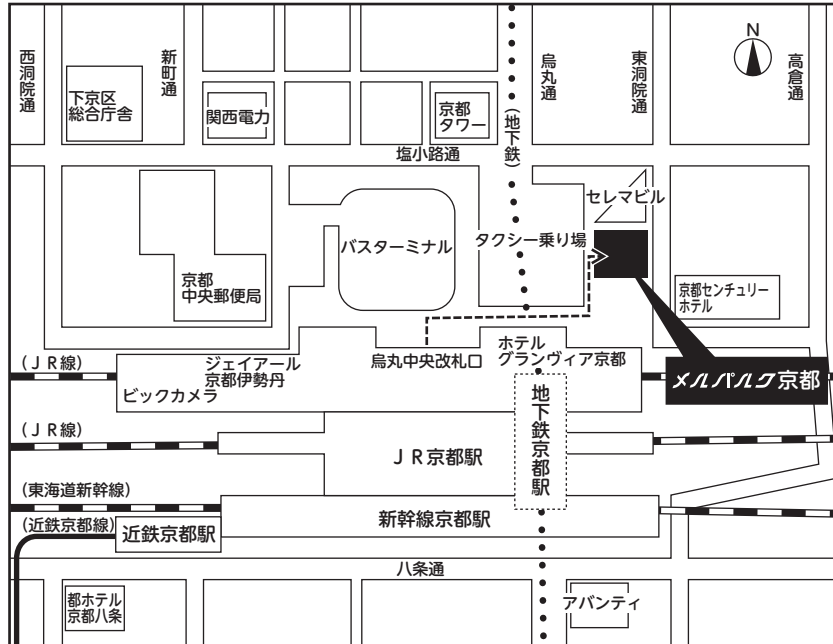
以上





# 臨時株主総会会場ご案内図

会 場 京都市下京区東洞院通七条下ル東塩小路町676番13  
メルパルク京都 5階 会議室A



- (交通のご案内)
- ・ J R 京都駅烏丸中央改札口から東へ徒歩3分
  - ・ 地下 ( J R 京都駅東口・八条口連絡通路・地下鉄京都駅中央1改札口 ) より、「出口5」をご利用ください。
  - ・ 近鉄京都駅改札口からは、南北自由通路を通り、 J R 京都駅烏丸中央改札口方向へお進みください。
- (お 願 い)
- ・ 駐車場はご用意しておりませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。

